おける年間の外国人延べ宿泊者数を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

J　次の算式Vによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式V

J ＝ {740.74 ×（t － s）×（1 ／ 5）＋0.63} ＋（15.50 × t － 9.52）

（t － s）×（1 ／ 5）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{740.74 ×（t － s）×（1 ／ 5）＋ 0.63} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（15.50 × t － 9.52）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Vの符号

s　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された平成 27 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式VIによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式VI

K ＝ {1,111.11 ×（v － u）×（1 ／ 5）－ 9.67} ＋（13.91 × v － 10.09）

（v － u）×（1 ／ 5）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{1,111.11 ×（v － u）×（1 ／ 5）－ 9.67} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（13.91 × v － 10.09）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式VIの符号

u　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における

おける年間の外国人延べ宿泊者数を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Vによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式V

K ＝ {740.74 ×（v － u）×（1 ／ 5）＋ 0.63} ＋（15.50 × v － 9.52）

（v － u）×（1 ／ 5）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{740.74 ×（v － u）×（1 ／ 5）＋ 0.63} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（15.50 × v － 9.52）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式Vの符号

u　国勢調査によつて公表された平成 22 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

v　国勢調査によつて公表された平成 27 年 10 月 1 日現在における 15 歳から 34 歳までの就業者数を同年の 15 歳から 34 歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式VIによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式VI

L ＝ {1,111.11 ×（x － w）×（1 ／ 5）－ 9.67} ＋（13.91 × x － 10.09）

（x － w）×（1 ／ 5）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{1,111.11 ×（x － w）×（1 ／ 5）－ 9.67} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合は 3 とし、1 に満たないときは 1 とし、（13.91 × x － 10.09）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。

算式VIの符号